

醍醐車庫重錘型圧力計校正検査 仕様書

- 1 本仕様書は、醍醐車庫で使用している重錘型圧力計の校正検査（以下「本業務」という）に適用する。
- 2 本仕様書においては、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人をいう。
- 3 本業務の範囲及び内容は、別紙のとおりとする。
- 4 受注者は、本業務に当たり、細部に至るまで入念丁寧に行うこと。
- 5 受注者は、本業務に関して、原則として京都市交通局契約規程、労働安全衛生法をはじめ、関係法規等を遵守すること。
- 6 受注者は、本仕様書において不明な事項については、契約前に発注者に照会し、契約後は、発注者の解釈及び指示に従うこと。
- 7 契約後においても、発注者が必要と認めた場合は、発注者受注者協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。
- 8 本業務は、受注者が検査対象品を持帰り、校正を行い納品するものとし、納品に際し、検査証明書を添付すること。
- 9 本業務に伴い交換を必要とする部品は、発注者の承認を得た後、交換すること。
- 10 受注者は、本業務に要する、交換部品、消耗品等を調達すること。
- 11 受注者は、発注者の指定する様式で期日内に書類を発注者に提出すること。
- 12 受注者は、発注者が指定する項目及び場所において、発注者の立会いの下に完了検査を行い、これに合格すること。なお、納品の際に受注者の提出する検査証明書により合格を与えることがある。
- 13 本業務に保証期間は設けないが、明らかな瑕疵があるなどの場合は発注と協議の上、受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うこと。ただし、発注者に責あるときは、この限りではない。
- 14 本業務の履行期限は、令和9年3月31日とする。

1 本業務範囲

重錘型圧力計（長野計器、型式：PD13-M01-201101） 1式
ただし、校正検査はNCSSまたはJCSSによる校正（メーカー校正）とする。

2 本業務内容

- （1）基本性能の確認
- （2）重錘質量の校正及び検査
- （3）圧力比較検査
- （4）合否の判定
- （5）検査証明書の作成
- （6）検査証明書及びデータの内容確認
- （7）検査証明書の発行